京都府亀岡市基本計画(第2期)

1基本計画の対象となる区域(促進区域)

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年4月現在における京都府亀岡市の行政区域とする。概ねの 面積は2万2,480~クタールである。

本促進区域には、国指定の天然記念物アユモドキ(魚類 国内希少野生動植物種・京都府指定希少野生生物 京都府と岡山県内の3ヶ所で確認)が生息する区域を含むとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する府立自然公園(保津峡自然公園)、その他環境保全上重要な地域として、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落(亀岡のオニバス群落・西別院万願寺のアカマツ林)、生物多様性の観点から重要度の高い湿地(亀岡市の水田地帯)を含むものであるため、「8 環境保全のために配慮を行う事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、京都 府環境を守り育てる条例に基づく府自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、及び京都府絶滅のおそれのある野 生生物の保全に関する条例に規定する生息地等保全地区は、本促進区域には存在しな い。

(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等)

亀岡市は、京都市の西方約20キロメートルにあり、京都府のほぼ中央に位置している。北は南丹市、東は京都市、南と西は大阪府に接している。周囲を500メートル~800メートルの山々に囲まれた盆地上の地形となっており、亀岡市域の中央部を北から東に貫流する一級河川桂川が流れている。この桂川が、亀岡盆地から流れ出るところは狭窄部(保津峡)となっていることから、大きな洪水が起こると、亀岡盆地に洪水が溜まり、氾濫が生じやすい地形となっている。このため、河川管理者である京都府が河川改修事業を進めている。

令和3年度経済センサス-活動調査によると、亀岡市の産業は、市内総生産でみると、 製造業、卸売業・小売業の割合が高く、これらの産業で約42%を占めている。ものづくり産業の比重が高いが、特定業種の集積や特定企業の関連企業群はなく、多様な企業が立地している。

農業については、農用地面積が 2,000 ヘクタールを超える京都府内有数の規模を誇り、生産高(令和3年度経済センサス-活動調査値)では水稲が 45.0%、野菜が 46.3% を占めている。特に野菜においては、京野菜の産地となっており、丹波大納言小豆・賀茂なす・みず菜・紫ずきん・聖護院かぶや聖護院だいこん、えびいもといった伝統的な京野菜が生産され、「京の和食文化」を支えている。

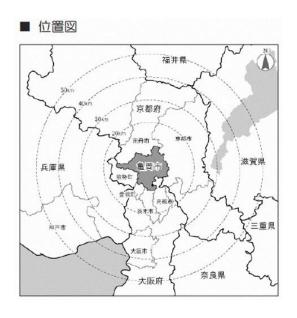
商業は、国道9号等幹線道路沿いにチェーン展開する大型店舗の立地が進み、既存の 商店街、個人商店は厳しい経営状況に置かれている。一方、「道の駅ガレリア かめおか」 併設の物産販売所、京都農業協同組合による「たわわ朝霧」などの直販店舗では、市内 周辺の住民や観光客を対象に、京野菜を中心とした地域農産物や加工食品を販売し、売 上を伸ばしている。

観光については、市全体の観光入込客数が平成28年の280万人から令和元年には、310万人を超え、さらに、令和2年1月の京都スタジアムオープンからさらなる増加を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の発生による外出制限等の影響により、令和2年は、180万人まで減少した。ワクチン接種の拡大などにより、制限も徐々に緩和される中、令和4年には、230万人まで回復、今後、京都スタジアムにおけるプロサッカーリーグの試合をはじめ、各種イベントの実施などとも連携する中で、コロナ禍前を超える観光入込客数を見込んでいる。

■観光入込客推移



亀岡市内の人口は約8万7千人で、交通インフラについては、平成22年3月にはJR 嵯峨野線の複線化事業が完了、平成27年7月には京都縦貫道全線が開通し国土軸の名 神高速道路や舞鶴若狭自動車道路と接続し、京阪神・中京エリアと直結するなど、交通 の利便性が飛躍的に向上している。



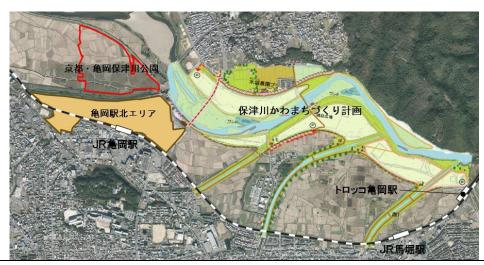
2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本促進区域は、令和 3 年経済センサス活動調査によると、全産業事業所数は 2,766 事業所あり、事業従事者数は 25,764 人、付加価値額は約 971 億円となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 3,511 万円である。このうち、観光分野に関係する産業である農林水産業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の 4 産業は、事業所数で 1,138 事業所 (41.1%)、事業従事者数 9,531 人 (36.9%)、付加価値額は約 258 億円 (26.5%) となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 2,267 万円と全産業の平均付加価値額の約 61%にすぎない。

このため、本促進区域の中でも、特に図1に示した「亀岡駅北」エリア、「京都・亀 岡保津川公園」エリア、桂川改修で生じた高水敷等の「保津川かわまちづくり計画」エ リア等において、これらのエリアの地域特性が最大限発揮されるよう基盤づくりを進め る。まず、亀岡駅北エリアの京都スタジアムにおいては、国際試合や日本プロサッカー リーグ等によるスポーツ興行の開催や年間を通じた多様なイベントの開催による交流 人口の拡大に取り組み、さらに、複合機能化したスタジアムと亀岡駅北エリアに誘致さ れる商業施設との連携やエリア内に立地する宿泊施設との連携により地域経済活性化 を図っていく。また、亀岡市が、天然記念物アユモドキの保全と環境教育や体験学習の 場として活用する都市公園を整備するとともに、京都府と亀岡市が連携して、図1のエ リア内でアユモドキの総合的・広域的な保全対策等を実施し、新たな地域観光資源とし て展開する。これらの取組に加え、既存の観光資源とのネットワークを強化し、入込客 の滞留時間を伸ばすため、京都スタジアムを含む上記のエリア全体を利活用した「スポ ーツ・観光・まちづくり」事業を推進することにより、京都市域を訪れる観光客や国際 旅客港として機能強化を進める舞鶴港からの外国人旅行者等を取り込み、入込客等を市 場とする小売業、宿泊業、飲食サービス業などの雇用の創出と観光消費の拡大を図る。 また、新しいまちの機能を高度化するため ICT 化に取り組み、それにより得られたビッ グデータを公開し、そのデータを活用した新たな観光ビジネス等の創出で好循環を目指 す。

図1 重 点的なエ リア



(2)経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	目標値	増加率
地域経済牽引事業		1件	皆増
承認件数		I 11	
地域経済牽引事業		108 百万円以上	
による付加価値創	_	(1 件×54 百万円以上×2 年)	皆増
出額(百万円)		(1 件 ^ 04 日 <i>万</i> 百 <i>万</i> 百 <i>万</i> 五 <i>入 2 平)</i>	

(算定根拠)

- ・地域経済牽引事業として宿泊施設の新規事業を計画期間において1件承認することを目標とする。ハード整備を伴うことから、計画、承認、整備に年数を要するため、計画期間(5年)のうち、事業稼働は4年目からの2年間を想定する。付加価値額については、京都府の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年))5,421万円以上を設定し、付加価値総額を算出する。
- ・また、KPIとして、入込観光客数、観光消費額を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状(R4)	計画終了後	増加率
入込観光客数(万人)	232	387	67%
観光消費額(百万円)	6, 379	10, 139	59%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)~(3)の要件を全て満たす 事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が 5,421 万円(京都府の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で約2.4%増加すること

- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点 促進区域)を定める場合にあっては、その区域
 - (1) 重点促進区域なし。
 - (2) 区域設定の理由 なし。
 - (3)(重点促進市町村による)工場立地特例対象区域の設定なし。
- 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみ た地域の特性に関する事項
- (1) 地域の特性及びその活用戦略
- ①亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野
- ②亀岡市の嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、京都・亀岡保津川公園等の観光資源を活用した 観光分野
- (2) 選定の理由
- ①亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野京都府及び亀岡市では、令和2年1月に、府内初の球技専用スタジアムである京都スタジアムをJR山陰線で京都駅から約20分、最寄りのJR亀岡駅から徒歩約4分の位置に整備した。同スタジアムは、約21,600人の収容人数を誇るとともに、サッカーだけでなくラグビーやアメリカンフットボールなど各種球技の国際試合を開催することが可能なフィールドを有する施設である。また、同スタジアムは、日本プロサッカーリーグに所属する「京都サンガフットボールクラブ」のホームスタジアムであり、公式試合が定期的に開催されるため、全国から多くの来場者があり、市内観光・商業活性化につながっている。(Jリーグ2023シーズンにおける京都スタジアムホームゲーム(17試合)観客動員平均約13,000人)

また、同スタジアムから JR 亀岡駅までの間は、商業エリアとして、商業施設やホテルを誘致するとともに、同スタジアム内には、フードコート、e スポーツ施設、クライミング施設、フィットネス施設、コワーキング施設、子ども向け施設が営業している。これらの商業施設等が立地する場所は、年間 635 万人が乗降する JR 亀岡駅と年間約 22 万人が利用する保津川下りの乗船場を結ぶ道路沿いでもある。このため、これらの商業施設等は、同スタジアムで球技の試合やイベントが開催されない日であっても、地元住民に加え観光客の利用が見込め、京都学園大学(現京都先端科学大学)の研究では、同

スタジアムにおける球技等の開催による経済効果を 14 億円と試算している。なお、 RESAS による 2022 年観光マップ目的地分析においては、休日・平日ともに公共交通機 関利用に関しては、京都スタジアムを目的とされる方が最も多いことが分析されてい る。

亀岡市には、陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館を有する亀岡運動公園をは じめとするスポーツ施設が立地するほか、桂川の河川改修によって生まれた高水敷を活 用してグラウンド等の整備が進められており、京都府内でも有数のスポーツ施設が集積 する地域である。さらに同市は、京都スタジアムの立地を契機とし、豊かな自然と恵ま れた施設を有する市域全体をフィールドにスポーツをまちづくりの一つの柱に据える 「かめおかまるごとスタジアム構想」を令和4年に策定している。また、東京オリンピック・パラリンピックにおいては、オーストリア共和国のホストタウンとして登録され、 事前合宿や文化交流に係る協定を同国の空手連盟と締結するなど国際的な取組も実施 している。

このように、スポーツ関連インフラは、亀岡市における地域特性のひとつであることから、スポーツ分野及び波及効果が見込まれる観光の分野等において付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進する。

② 亀岡市の嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、京都・亀岡保津川公園等の観光資源を活用した 観光分野

亀岡市には、年間約123万人が乗車する嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、年間約22万 人が乗船する保津川下り、戦国時代からの歴史を持つ湯の花温泉など、京都府内でも有 数の観光資源を有する地域である。特に嵯峨野観光鉄道トロッコ列車及び保津川下り は、同市と世界的観光都市・京都を代表する観光地である嵐山地区を結んでおり、観光 資源として高いポテンシャルを有する。さらに、令和2年に整備された京都スタジアム、 スタジアム内の各施設をはじめ、亀岡駅北エリアに立地する商業・宿泊施設が新たな観 光資源として魅力を創出しており、引き続き商業・宿泊施設誘致を続けている。また、 当促進地域には、国指定の天然記念物であるアユモドキが生息する豊かな自然環境があ ることから、保津川の自然景観を体感しながら環境保全の重要性を感じることができる 場として、「京都・亀岡保津川公園」の整備を推進することとしている。さらに、日本 初のプラスチック製レジ袋の提供禁止条例を施行するなど環境先進都市を目指す亀岡 市における、環境施策の拠点となる施設を駅北エリア内に設置予定である。こうした「京 都・亀岡保津川公園」や桂川沿いにできる水辺等の広場、さらに環境施策拠点施設を活 かし、アユモドキの生態やその生息環境の保全をテーマにした環境教育・農村生活体験 学習型などの観光旅行の展開及び森の京都に関する商品開発や PR 等を、「一般社団法 人森の京都振興社(森の京都 DMO)」、一般社団法人亀岡市観光協会や民間旅行業者(株 式会社ジェイティービーなど)と連携して実施することにより、観光による付加価値の 向上を図る。

また、京都府では地域創生戦略において「魅力ある観光の創造と交流の促進」を基本 目標の一つに掲げ、「府立京都スタジアムの中北部地域における交流と観光のゲートウェイ化、プロスポーツの誘致等」を推進するとともに、亀岡市では、「亀岡市人口ビジョン・総合戦略」において「交流人口を増加させにぎわいを創出する」ことを基本目標 に掲げ、観光受け入れ体制や観光資源の魅力の向上に向けた環境整備等の事業を推進するなど、府と市が連携し、亀岡市域の観光産業の推進を図っている。

さらに、亀岡市には、地域の特産品として、亀岡牛や、丹波大納言小豆・賀茂なす・ みず菜・紫ずきん・聖護院かぶ・聖護院だいこん、えびいもなど、全国的に知名度の高 い京野菜の栽培が盛んであり、これらを用いた飲食を販売する駅前マルシェはサッカー の試合観戦者などでにぎわいを見せている。

このように多様な観光資源は、亀岡市における地域特性のひとつであることから、既存の観光資源をさらに活用するとともに京都・亀岡保津川公園等の周辺整備を進め、観光分野及び波及効果が見込まれる特産品等の販売分野において付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理のための 環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、スポーツ・観光分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の創設

亀岡駅北エリアにおいてホテル・商業施設を誘致するための投資が実施されるよう、 一定要件を課した上で、固定資産税の免税措置に関する条例が令和元年に制定されている。

②地方創生関係施策

令和6年度~令和10年度の基本計画の計画期間内において、地方創生推進交付金を活用し、促進区域に点在する地域観光資源のネットワーク強化の基盤として、観光客の移動動線となる遊歩道、遊歩道沿いにある広場やグラウンド、新たな名所づくりに資する桜等の並木の植樹など「保津川かわまちづくり計画」に基づく整備、土地区画整理事業地内の駅前広場や街区公園等の整備、ラバーダム(農業用水堰)の修繕や農業用水路の改良、さらには、水田耕作の維持を図ることによる天然記念物アユモドキの生息環境の保全、アユモドキの自然生態観察施設や保護増殖施設を中心とした都市公園の整備を進める。また、これらの施設での観察や体験を通した環境教育を新たな観光商品として情報発信する取り組みも進める。さらには、スタジアムや土地区画整理事業地等の機能高度化を図るために情報通信技術を活用し、スマートシティ・コンパクトシティを目指すまちづくりを進めるとともに、森の京都地域や京都市内観光のゲートウェイ機能を強化する取り組みも併せて推進し、促進区域全体で持続的な民間ビジネスが展開・創出される基盤づくりを実施する。

(3)情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等) 京都スタジアム来場者や観光客の消費行動、嵯峨野観光鉄道トロッコ列車や保津川 下りを訪れる観光客の行動パターン、土地区画整理事業地でのスマートなまちづくり により得られる様々な情報(ビックデータ)について、インターネットなど、民間企 業が利用しやすい環境のもと公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府の文化生活部・商工労働観光部・南丹広域振興局農林商工部の各部内及び亀岡市政策企画部・まちづくり推進部・産業観光部内において、事業者からの提案を受け付け、それぞれに共有・連携し対応する。

- (5) その他の事業環境整備に関する事項
 - ①「一般社団法人森の京都振興社(森の京都 DMO)」などとの連携
 - ②「京都・亀岡保津川公園」等の周辺施設整備
 - ③事業者支援の整備(GX、DX、人材育成など)
- (6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度から令和	令和 10 年度		
		9年度末	(最終年度)		
【制度の整備】	【制度の整備】				
① 減免措置の創	ホテル等宿泊施設	運用	運用		
設	立地に関して運用				
② 地方創生推進	9~11 月 府及び周	運用	運用		
交付金の活用	辺市町との調整				
	12 月 地方創生交				
	付金予算計上予定				
	3月 議会等への説				
The least of the last	明	2			
【情報処理の促進の7	ための環境整備(公共)	データの民間公開等) 】			
① スタジアムを	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	令和6年度までに体	運用		
	ータの抽出及び公	制構築や準備			
りエリアから	開システムの検討	令和7年度から運用			
得られるデー					
タの公開					
【事業者からの事業理	【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
① 連携体制の構築	府市の体制構築及	運用	運用		
	び運用				
【その他】					

1	一般社団法人	運用	運用	運用
	森の京都振興			
	社などとの連			
	携(森の京都			
	DMO)			
2	周辺施設整備	京都・亀岡保津川公		
		園等の整備を実施		
3	支援整備	オープンイノベー	検討及び運用	検討及び運用
		ションセンター・亀		
		岡における支援検		
		討		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府が設置する公益財団法人京都産業 21、亀岡商工会議所、地域大学としての京都先端科学大学、地元金融機関である京都銀行等、情報通信技術(ICT)を最大限活用してスマートシティづくりを目的とする連携・協力協定を締結しているシスコシステムズ合同会社など、地域等に存在する支援機関が相互に連携し、その支援の効果を最大限発揮する必要がある。亀岡市、亀岡商工会議所及び京都先端科学大学においては、産学公連携協定のもと、京都先端科学大学亀岡キャンパス内に産学公連携事業として、オープンイノベーションセンター・亀岡を設置しており、当事業の中では、前述する各関連団体との連携枠組みを構築しているため、そうした場を活用して、地域経済牽引事業の促進に向けた連携を図っていく。

①公益財団法人京都産業 21

産学公の連携による民間企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業の IT 化推進などの機能を強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制を構築しており、 京都企業の事業活動の発展と産業振興の総合的支援機関としての役割を果たしている。

②亀岡商工会議所

亀岡市内の商工業の総合的な改善発達を図り、観光の振興、技能の向上・検定、経営 改善の指導を行っている組織で、地元企業に密着した支援機関としての役割を果たして いる。

③京都先端科学大学

京都市及び亀岡市にキャンパスを有し、工学、経済経営、人文学、バイオ環境、健康医療など5学部11学科を設置する総合大学。学生の実践教育(インターンシップ、共同事業への参加)で地域企業等と連携して取り組み行動できる人材育成に取り組んでいる。亀岡キャンパスに設置するバイオ環境学部では、地元企業等と産学連携によるバイオ技術、環境技術、新たな農産物の開発・加工などの調査・研究の取り組みを推進するとともに、令和4年1月には、亀岡市及び亀岡商工会議所と産学公連携に関する協定を締結し、亀岡キャンパス内に産学公連携事業としてオープンイノベーショ

ンセンター・亀岡を設置し、地域経済活性化に向けた各種事業を展開しており、令和 スポーツ・観光・まちづくり分野における地域課題の解決に向けて支援が期待できる。

④地元金融機関である京都銀行等

京都銀行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念とする地元金融機関。7都府県に174ヵ店を展開している広域型地方銀行であり、亀岡市においても4店舗を構えている。

創業・新事業支援においては、独自ファンドを活用した投資や産官学連携のネットワーク活用などのノウハウを有している。また事業性評価に基づく融資を推進しており、取引先の企業価値の向上、取引先の成長を通じた地域経済の活性化、地域の課題解決などの支援が期待できる。

⑤シスコシステムズ合同会社

ネットワークシステム、ソリューションの販売並びにこれらに関するサービスの提供を行う海外企業であり、世界各国で先進的なまちづくり"スマートシティ"の取り組みを有するとともに、多くのスタジアムのWiFiをはじめとするICT関連設備の整備実績を持つ。京都府とは「スマートシティづくりのための連携・協力に関する協定」を締結しており、ICTを活用したスポーツ・観光・まちづくりにおける地域課題の解決に関する情報技術の活用について支援が期待される。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)環境の保全

国の天然記念物であるアユモドキについては、重点的なエリアのまちづくりと連携して、現状の脆弱な生息環境を強化するとともに新しい繁殖場所等の創出を行う。また、農業保全が適切に行われ、将来にわたって営農活動が継続されるようまちづくりと合わせた農産品等のブランド化を図ることも提案されており、こうした観点を踏まえて、開発と環境保全が共生するまちづくりを目指す。また、鳥獣保護区や府立自然公園、アユモドキ等の野生生物の生育・生息地等を含め、環境保全上重要な地域内での整備の実施にあたっては、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、府及び市の自然環境等関係部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図れるよう十分配慮して行う。

新しいまちづくりによるスポーツ・観光ビジネスの創出に当たっては、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、京都府においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」を制定するとと

もに、「京都府新環境基本計画」(第3次計画)を令和2年に策定し、環境保全や温室 効果ガスの排出削減に向けた取組を、市町村、府民、事業者等の参加・協働のもとに 進める。また、重点促進区域は、特に、市街地に隣接する自然豊かな地域であること から、良好な景観形成にも十分な配慮を行い、亀岡市景観条例に基づいた取り組みを 進める。

(2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市町においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市町、事業者などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

工場等付近で地域住民が犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯カメラ、照明 等の設置を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」(京都府策定)等に基づき、 道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通し を確保するなどの防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空 地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や犯罪被害の防止について指導する。また、従業員に 来日外国人等の雇用がある場合は、当該外国人に対し日本の法制度について指導 する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対し必要な物品、場所等を提供するなどの協力を行う。

不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就 労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、地域住民の意見を十分に聴取する。

• 交通安全対策

地域の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

・防犯に配慮した住宅の整備

従業員用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」(京都府策定)に基づき、防犯に配慮するものとする。

・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の 防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら自主的な活動を進める。

・ 警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

(3) その他

PDCA体制の整備等

基本計画や地域経済牽引事業計画に関しては、オープンイノベーションセンター・亀岡における各支援機関連携枠組みを適宜活用して見直しを行うとともに、基本計画終了時及び地域経済牽引事業終了にあたっては、効果検証を実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本 的な事項

(1) 総論

なし

- (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項なし
- (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

また、『亀岡市基本計画』に基づき法第 13 条第 4 項の規定による承認(法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについては、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。